

委託業務処理要領

第1 委託業務の名称

令和4年度宿泊療養施設薬剤調達等委託業務

第2 委託期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

第3 業務内容

受託者は、新型コロナウイルス感染症患者のうち軽症者及び無症状者（以下「軽症者等」という。）を受け入れる宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）で使用する委託期間の薬剤の確保を行うものとする。

また、発注する者（別添3を参照。以下「発注者」という。）がオンラインで薬剤を発注できるように、システムを設置、管理し、発注を受けた際には、納入を行うものとする。

第4 実績確認

北海道（以下「委託者」という。）はオンラインで薬剤の発注履歴を確認することができるものとする。

第5 代金の支払い

受託者は、毎月10日までに前月中に納品した薬剤に係る代金を、委託者に請求するものとする。

第6 配達期限

受託者は発注者から発注を受けた際には、7日以内に受注した薬剤を納入するものとする。

第7 秘密を守る義務

受託者及び、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第8 その他

委託業務処理要領に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定する。